



KUSHIRO WEST ROTARY CLUB 2018~2019 (平成30年~31年)

# 釧路西ロータリークラブ会報

創立 昭和45(1970)年6月8日 承認 昭和45(1970)年6月10日

2018~2019 RI テーマ 「インスピレーションになろう」



インスピレーションになろう

◀例会日：毎週月曜日 12:30~13:30▶

◀例会場：ANAクラウンプラザホテル 釧路市錦町3-7▶

会長 金田 剛 幹事 平 信二

■クラブ事務所■

釧路市幸町14丁目1-1 ノースコートサンスイ2F

TEL(0154)23-6175 FAX(0154)23-6123

◀本日のプログラム▶ 4月8日 12:30

**普通例会**

会員卓話 (那知会員)

◀次回のプログラム▶4月15日 12:30

**普通例会**

母子の健康月間プログラム

2019年4月8日(月) 第29回 通算2259回

【点 鐘】金田会長

【ロータリーソング斉唱】♪「国家・それでこそロータリー」  
ソングリーダー：小栗会員



## 【会長挨拶】 金田会長



こんにちは、世の中も年度が変わりましてロータリーも2回理事会の裁量で休みとさせて頂きました。おそらく皆様も仕事が大変だったと思いますから楽になったのじゃないかと思います。また次年度も続いて行くのではないかと思いますので宜しくお願い致します。またその間に元号も令和になりまして5月1日からという事で、まあ・・・国の方では西暦を使いたいという事で是非そうして頂きたいと思います。私も仕事の方では和暦を使いますので西暦にしてくれると凄く楽だなと思います。あと、今日の卓話が那知先生ですので相続の話もされると思うのですけれども、その相続の話も結構和暦だと面倒でございまして切り替えの時期等ありますから・・・どうしても未だに皆様使うと思うのですけれども昭和で言うと今年は何年って、そんな数え方が暫くまた続くと思いますので結構大変だと思いますが、令和に馴染むとこれから令和ですから私もちょっと新しいこと令和元年に色々考えてしていきたいなと思っております。また個別に嬉しい話をさせて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。年度変わりました、吉田会員も退会致しましたが、今後更に会員増強したいので皆様の知り合いの方をどんどん紹介して頂きたいと思います。また、鶴間会員の話もありますが非常に残念ですが、結構凄いなと・・・あと800票あれば受かっていたという事でもしかしたら僕たちでもっともっと応援強めていけば受かっていたのではというのがありますので若干悔やまれるなと思いました。ですのでどうしても議員でなくなるとロータリーを退会しなくちゃいけないのかな？という風に思ってると思うのですが、それを是非退会させないように皆で無理矢理（笑）何か職業分類を付けて続けて行って欲しいなと思います。その辺ご協力お願い致します。それでは今日も宜しくお願い致します。以上でございます。

## 【幹事報告】 平幹事



幹事報告致します。先程回覧で回しておりますが米山梅吉記念館と各クラブの例会案内が届いております。以上です。

## 【委員会報告】

親睦活動委員会 小栗委員長



## 【ニコニコ献金】

- ☆入会記念・・・石川会員
- ☆奥様誕生・・・石川会員、菊地会員
- ☆結婚記念・・・佐藤会員

## 【本日のプログラム】 会員卓話（那知会員）

担当：職業奉仕委員会

## 【職業奉仕委員長】 櫻田委員長



皆様こんにちは、今日は職業奉仕委員会のプログラムとなっております。那知会員にお願いをしております。今回会長からもお話がありましたように相続に関するお話を那知会員からして頂くこととなりますので皆様宜しくお願い致します。

【会員卓話】 那知会員



**お問い合わせ先**

- 遺言・相続等に關する法制度や相談についての問合せは  
日本司法実務センター（法プラス）  
Web: www.judicialcenter.or.jp  
法プラス・サポートデスク 0670-078374  
(IP) 電話からは 03-6745-6600
- 公正証書遺言については  
日本公証人連合会  
http://www.kosei.or.jp
- 法律専門家（弁護士）に相談したい場合は  
日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）  
http://www.nichibenren.or.jp/kyoushoku/kyoushoku.html
- 遺言分割等の裁判・審判を行うための手続、  
必置期間、異議申し立ては  
裁判所の家庭裁判所  
裁判所のホームページ  
http://www.soudan.go.jp
- 遺言書作成指導センター（民法第925条について）  
遺言書作成指導センター（遺言書作成について）  
TEL 03-3560-4111  
http://www.ansj.or.jp

**民法（相続法）改正  
遺言書後遺法の施行**  
～長期間の遺言に特化する～

**相続に関するルールが  
大きく変わります**  
平成31年（2019年）1月1日から段階的に施行されます。

2019年（平成31年）2月1日、相続法等の改正となる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と、遺言法において遺言書の種類を「特別の遺言」として定めること等を目的とする「遺言法の一部を改正する法律」が成立しました。

改正点は、入相続した場合には、その人（被相続人）が被相続人として上に置かれることに関する事4部分から成り立っており、この改正は「特別の遺言」を中心としています。

この改正については、1996年（平成8年）に改正された民法、大きな改正がなされてきていません。

一方、この間、我が国における平均寿命は延び、社会の高度化が進展するなどの社会情勢や文化変化を受けて、今回の改正では、このような変化に対応するために、相続法に関するルールを大きく見直しています。

**長期間の特約**

- 1) 被相続人の死亡より前または被相続人の認知への意思表示の時点から、
- 2) 遺言作成後5年の経過（3ページ）
- 3) 遺言書が10年以上の経過における処分権を被相続人の処分する権利喪失（2ページ）
- 4) 遺言の無効を主張し、無効をなす処分を防止する観点から、
- 5) 遺言書作成後5年の経過（3ページ）
- 6) 遺言法に於ける長期間の特約の取消（遺言書後遺法）（3ページ）
- 7) 中々、遺言書の成立と取消の特約（3ページ）、遺言書作成の戻し（1ページ）、特別の遺言の特約（3ページ）などの改正を伴っています。

※本資料は施行日経過後となりますので、詳しくは22ページ以降をご覧ください。

**1 相続・遺言の特約の解説**

① 2020年4月1日（水）施行

**Point**  
被相続人が遺言書を作成し、被相続人存続中に死亡した場合に、配偶者、遺言の特約により被相続人の財産を相続することにより、被相続人の一部は、その遺言の特約により相続することとなります。被相続人の遺言により、配偶者や遺言の特約により相続することとなります。

**例**

被相続人Aが1,000万円を遺言で相続人Bに遺言で相続させることにより、Bは1,000万円を相続することとなります。

被相続人Aが1,000万円を遺言で相続人Cに遺言で相続させることにより、Cは1,000万円を相続することとなります。

**例**

被相続人Aが1,000万円を遺言で相続人Bに遺言で相続させることにより、Bは1,000万円を相続することとなります。

被相続人Aが1,000万円を遺言で相続人Cに遺言で相続させることにより、Cは1,000万円を相続することとなります。





【次回例会のご案内】

4月15日（月曜日）母子と健康月間プログラム 12：30～

担当：クラブ奉仕委員会

【点 鐘】金田会長

《例会運営委員会 上杉委員長》

3月4日 在籍数 31名

出席者 17名

欠席者 14名

「編集：請川委員」

出席率 54.8%

会報委員長： 請川 透

副委員長： 上杉 朋巧

委員： 三木 克敏

櫻田 美香

鶴間 秀典

小栗 直也

石井 善樹